

がん原性物質の記録等の保存について

1. がん原性物質の健診結果等の保存について

がん原性物質は、労働安全衛生規則第577条の2第5項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（令和4年厚生労働省告示第371号）において、**リスクアセスメント対象物のうち、国が行う化学物質の有害性の分類（政府GHS分類）の結果、発がん性の区分が区分1に該当する物等**と規定されている。

がん原性物質を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者等に対して健康診断を行ったときは、その結果を30年間保存しなければならないことが定められている。また、同条第11項において、がん原性物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者のばく露の状況等を、1年を超えない期間ごとに1回、定期的に記録し、当該記録を30年間保存しなければならないこと等とされている。

物質	がん原性物質	特別管理物質 (特定化学物質障害予防規則)	石綿等 (石綿障害予防規則)
物質の規定/指定	告示で「国が行う分類で発がん性区分1に該当する物」と規定	特化則（第38条の4）で指定	石綿障害予防規則（第2条）で規定
対象書類	健診結果、作業の記録等	作業環境測定記録、作業の記録、健診結果	作業環境測定記録、作業の記録、健診結果
保存年数	30年	30年	40年
対象物質からの削除	これまで該当無し (令和6年度GHS分類結果で発がん性区分が1から2に変更になった物質が発生)	これまで該当無し	これまで該当無し

がん原性物質でなくなった場合の健診結果等の記録の保存について①

2. 課題

がん原性物質は、政府GHS分類により発がん性の区分1に該当するものとしているが、政府GHS分類は科学的知見によって変更されることがあり、発がん性の区分の変更により、これまでがん原性物質であったものが、がん原性物質でなくなる場合が発生する。

この場合の対応を検討する必要がある。

国連GHSに基づく発がん性の分類基準

区分1A

ヒトでの証拠

区分1B

動物での証拠

区分2

ヒトや動物での
限定的な証拠

分類できない 区分に該当しない

ヒトに対する発がん性が知られている 又は
恐らく発がん性がある

ヒトに対する発がん性
が疑われる

人での証拠が見つかる

人への外挿性が不十分と
判断される又は否定される

より精度の高い試験方法等
により発がん性が否定される

新たな知見が得られる

新たな知見が得られる

※区分は、証拠の確からしさを専門家が議論して決まる

がん原性物質でなくなった場合の健診結果等の記録の保存について②

3. がん原性物質から除外された場合の記録の保存について

○がん原性物質は、政府GHS分類の区分により規定されていることから、法令に照らして考えれば、政府GHS分類の区分変更により、がん原性物質の対象外となった場合には、法令に基づく記録等の保存義務はなくなるが、以下の①及び②の理由から、遅発性の健康障害であるがんに対する対応を適切に行うため、過去のがん原性物質であった期間の記録については、引き続き、30年間保存することが適当ではないか。

①がん原性物質から除外された場合でも、その後の新たな科学的知見の蓄積によって、再度区分1となりがん原性物質に規定されることも考えられる。これまでの政府GHS分類結果において、発がん性区分1の物質が新たな知見によりがん原性区分2以下となったものの中には、その後再度区分1になったものが相当数存在する。

区分	現時点で区分1の物質	区分1→区分2以下に変更となった物質		区分1→区分2以下→区分1に変更となった物質 3
		区分1→区分2	区分1→分類できない等	
物質数	417	7	2	

②再度区分1となった場合には、健康障害への対応のため、過去にがん原性物質であった全期間の作業記録等を確認できるようにしておく必要がある。

4. 対応方針

○がん原性物質であった期間に健康診断個人票、ばく露状況等の記録を作成した場合、がん原性物質に該当しないこととなった場合であっても、当該記録を作成から30年間保存しなければならないことを安衛則に規定する。

	過去のがん原性物質であった期間の記録等	(がん原性物質から除外となり)がん原性物質でない期間の記録等	改めてがん原性物質に追加された以降の記録等
30年保存義務	有	無	有

(参考) がん原性物質 参照条文

労働安全衛生規則（省令）

(ばく露の程度の低減等)

第五百七十七条の二 (略)

2~4 (略)

5 事業者は、前二項の健康診断（以下この条において「リスクアセスメント対象物健康診断」という。）を行つたときは、リスクアセスメント対象物健康診断の結果に基づき、リスクアセスメント対象物健康診断個人票（様式第二十四号の二）を作成し、これを五年間（リスクアセスメント対象物健康診断に係るリスクアセスメント対象物ががん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（以下「がん原性物質」という。）である場合は、三十年間）保存しなければならない。

6~10 (略)

11 事業者は、次に掲げる事項（第三号については、がん原性物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に限る。）について、一年を超えない期間ごとに一回、定期に、記録を作成し、当該記録を三年間（第二号(リスクアセスメント対象物ががん原性物質である場合に限る。)及び第三号については、三十年間）保存するとともに、第一号及び第四号の事項について、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に周知させなければならない。

- 一 第一項、第二項及び第八項の規定により講じた措置の状況
- 二 リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者のリスクアセスメント対象物のばく露の状況
- 三 労働者の氏名、従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間並びにがん原性物質により著しく汚染される事態が生じたときはその概要及び事業者が講じた応急の措置の概要
- 四 前項の規定による関係労働者の意見の聴取状況

12 (略)

労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物 として厚生労働大臣が定めるもの（告示）

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものは、同令第十二条の五第一項に規定するリスクアセスメント対象物のうち、日本産業規格Z七二五二（GHSに基づく化学品の分類方法）の附属書Bに定める方法により国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性の区分が区分一に該当する物（エタノール及び特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第三十八条の四に規定する特別管理物質を除く。）であって、令和六年三月三十一日までの間において当該区分に該当すると分類されたものとする。ただし、事業者が当該物質を臨時に取り扱う場合においては、この限りでない。